

ホーム > サービスガイド > 株式 > 現物取引 > 取引ルール

現物取引 取引ルール

- 株式
- NSA
- 現物取引
- 信用取引
- ETF・ETN
- REIT
- ツール
- 投資情報
- 単元未満株取引ルール
- 株式の入出庫
- 配当金
- 先物・オプション
- FX取引
- 外為オプション
- レバレッジ
- CFD
- 外国債券
- eワラント
- キャンペーン情報
- 手数料・費用一覧
- サービス時間一覧
- 入出金・振替方法
- ご利用環境
- 取引画面のご案内
- 取引履歴・対帳

よくあるご質問

信用取引手数料 最大3か月間0円

信託型ETF手数料 最大3か月間0円

証券用語集

内債発行代行サービス

特長	取引ルール	手数料	取引時間
----	-------	-----	------

- 完全前受制度
- 取捨選択
- 注文方法
- 注文時間・取引経路
- 注文の変更・取消
- 注文失効
- 買付代金即日取捨銘柄について
- 内出庫について
- 約定配分について
- 売買単位
- 取引上限
- 日計り取引について
- 比例配分ルールについて
- 上場投資信託・上場投資証券
- 特定口座制度
- 取得単価の計算方法

1. 完全前受制度

当社は「完全前受制度」を採用しています。買の場合は「現物買付余力」の範囲内で、売の場合は「売却可能数量」の範囲内で注文も受け付けます。但し、資金決済口座が不足した場合は受け付けません。

「現物買付余力」について

「現物買付余力」とは現物株式の買付可能な上限金額のことであり、売買注文によりリアルタイムに増減します。

- 「現物買付余力」が変動する機会
 - 買注文の受付時点での基準で注文した金額が変動します。

指値注文の場合：指値の値×注文数量+税込手数料金額
成行注文の場合：当日のストップ価格×注文数量+税込手数料金額

(注)ストップ価格とは、前日の終値または最終取引価格等を基準として、株価の水準に同じく価格制限のつくばいまで高値となった場合の価格のこととなります。

- 「現物買付余力」が増減する場合
 - 売注文が実行された場合、売却代金(買付代金)が「現物買付余力」に反映されます。

「売却可能数量」について

お客様からお預かりしている銘柄、銘柄の範囲内で売却注文を行うことができます。

2. 取扱銘柄

当社の取扱市場・取扱銘柄は以下のとおりです。

- 東京証券取引所上場銘柄

- 国内上場投資信託(ETF)、上場投資証券(ETN)、不動産投資信託(REIT)も株式と同様にお取引いただけます。
- 当社で取捨中の銘柄はこちらをご覧ください。
- ETF・ETN・REITの取扱銘柄について

- 日経300指数、カントリーファンド、東証(外国株)、子会社連関型株式、優先出資証券、出資証券はお取引できません。
- 立金外分売は取り扱っておりません。
- 上記の他、各金融商品取引所、又は当社の判断により、お取引を制限させていただく銘柄があります。

3. 注文方法

銘柄コード 4桁の銘柄コードを入力してください。

市場 東証 ※「東証」は東京証券取引所を指します。

口座 特定口座を指定している場合は、買注文時「特定」又は「一般」のいずれか一方を選択してください。 ※売却の際は、口座区分を指定しなおす必要はありません。お取引している方の口座での売却になりますのでご注意ください。

取引区分 「現物」を選択してください。

注文タイプ 「通常」又は「逆指値」をご指定ください。

買/売 「買」又は「売」をご指定ください。

取引数量 注文数量を入力してください。注文数量の上限はありません。また、銘柄の1回当たりの注文金額上限は1億円となっています。(成行注文の場合は、ストップ高で約定した注文金額を上限と計算されます)

逆指値条件 逆指値注文の場合は、注文が執行される条件を入力してください。 ※当該銘柄の現在の値・連続約定価格・特別買入のいずれかが逆指値条件に抵触した場合に注文が執行されます。

指値注文のときまたは注文価格ご入力ください。成行注文のときはいずれかを選択してください。

注文方法	指値/成行	取引区分	注文の内容
寄指注文	成行	寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした成行注文です。前場寄付前に約定した寄指注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場取引は行われません。)
引指注文	成行	引付	前引け又は後引けに執行されることを条件とした成行注文です。前引け引付前に約定した引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場取引は行われません。)
寄指注文	指値	寄付	前場又は後場の寄付に執行することを条件とした指値注文です。前場寄付前に約定した寄指注文は、前場の寄付にのみ有効となります。(後場取引は行われません。)
引指注文	指値	引付	前引け又は後引けに執行されることを条件とした指値注文です。前引け引付前に約定した引指注文は、前場の引けにのみ有効となります。(後場取引は行われません。)
指成注文	指値	指成	引けまで指成注文として扱われ、その日の閉じ一部でも成立しなかった場合は、自動執行の成行注文となります。前場終了前の「指成」注文は前場取引の振替時時に、前場終了後から次取引前の「指成」注文は次取引の振替時時に成行し注文となります。
100%注文	指値または成行	100	指値した価格かそれよりも有利な価格で、即時一部あるいは全数量約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。

「寄付」、「引付」、「指成」、「100」を選択することができます。

※「引付」は「引成」となっています。

※「指成」を選択した場合、「寄付」を選択することはできません。

※「成行」にチェックした場合は、「指成」を選択することはできません。

※「引成」注文、「引指注文」、「指成注文」は同一銘柄の売買注文は約定できません。

有効期限 「当日閉じ」、「翌日まで」、「指付指定」のいずれかを選択してください。「指付指定」の場合、1ヶ月先の約定日までの日付からご指定ください。

- 注文は注文入力画面、「銘柄検索」、「保有株式画面」の注文入力から行うことができます。
- 銘柄検索、保有株式画面から発注する場合は、**最良執行方針**に基づく発注が表示されます。
- 逆指値注文におけるお客様が指定された逆指値条件への到達は、当社が契約した情報提供ベンダーの価格情報基盤に判定いたします。情報提供ベンダーの遅延又は取引所の遅延等により、発注の遅延または発注がされない場合があります。また成行注文、指値の急激な変動等によりお客様の指定された逆指値価格と乖離した価格で約定するリスクがございます。予めご理解のうえお取引ください。

4. 注文時間・取引経路

当社のホームページを明記した4時間アクセス可能です。

但し、メンテナンス期間については、会員ページのログイン不可、又は取引注文不可の場合があります。

注文受付時間はお客さまは12:00～23:00となっております。

なお、コールセンターには、平日8:00～24:00までのご注文受付しております。

※ 上場投資証券(ETN)の注文受付時間は8:00～15:00です。

【ご注意】

- 営業日の11:00から12:00までの注文の変更・取消は、取引所の処理が開始されるまで、訂正中・取消中のままの表示となります(変更済・取消済の表示とはなりません)。

5. 注文の変更・取消

注文を変更する方法

- 会員ページ(株式)-注文履歴(変更・取消)の一覧表の「注文」をクリックして変更。
- 指値注文の場合は注文履歴を入力して成行注文に変更する場合は成行のチェックボックスをクリックしてください。銘柄、市場、取引区分(寄付/引付/指成)を変更する場合は、一部注文を取消し、再度注文を行ってください。
- 逆指値注文で指定の条件に到達してない場合は、逆指値条件の価格を変更できます。「上」、「下」の指値は変更できません。この指値の条件に到達している場合は、逆指値の指値を入力し、成行注文と同じになります。上記のご確認ください。
- 取引履歴を再入力。「注文変更」をクリックすると注文が完了します。

注文を取消する方法

- 会員ページ(株式)-注文履歴の一覧表の「取消」をクリックして取消。
- 取引履歴を再入力。「注文取消」をクリックすると取消が完了します。

【ご注意】

- メンテナンスによっては注文が完了する前に、注文が約定する場合があります。また、引け直前の訂正・取消は、受付できない場合があります。
- 前営業日分の注文処理が一括処理終了後に受け付けられた注文は、営業日の0:00後に市場に配属します。発注処理中、一時停止・注文取消ができません。画面の表示が正常になるまでお待ちください。
- 前日に注文した注文が前日引けに「変更・取消」された場合は、12:00まで変更受付、取消済の入力による表示となります。(訂正済、取消済の表示とはなりません)

6. 注文失効

次の場合、お客様の注文は、有効期限内でも失効となります。

- 指値が価格制限から外れた場合。
- 指値が株価の単位から外れた場合。
- 取引区分で「寄付」を選択し、寄付で約定しなかった場合。
- 取引区分で「100%」を選択し、100%で約定しなかった場合。
- 取引区分で「100%」を選択し、取引時間外に注文した場合。
- 売買単位が変更された場合。
- 制限価格が変更された場合。
- 株式分割の権利行使日を超えた場合。
- 株式が廃止された場合。
- 買付代金即日取捨銘柄がなかった場合。(この場合、売り注文は失効となります)

【ご注意】

- その他、余力不足により注文が失効となる場合があります。
- 当社の余力容量により余力不足になった場合、注文は失効します。一度失効となった注文は、余力回復後も有効とはなりません。復活することはできません。
- 逆指値注文が引け直前条件に抵触し、その後の発注処理(取引所の受付時間)に間に合わない場合があります。この場合、注文は失効となります。
- 逆指値注文の条件に到達した場合は、執行された注文は通常の成行注文、指値注文と同じになります。この際、注文の有効期限は当日閉じとなり、約定しなかった場合は有効期限終了として処理されます(注:注文は有効期限終了まで有効です)。
- 1日の注文件数は、銘柄と売買口にかかわらず最大で5000件までとなります。(注文数は現物取引、信用取引、先物オプション、取引-eワラント-外債の注文数を合算します。)注文件数が5000件を超えると、注文は受注されません。

7. 買付代金即日取捨銘柄について

買付代金即日取捨とは、新規上場株式を上場初日に売買が成立しなかった場合など、注文が投じたときに、買付代金(現金)を営業日当日は、買引け当日に振替する規制措置のことです。

買付代金即日取捨となった場合、以下の処置がとられますのでご注意ください。

- 終日成行注文は受け付けません。
- 終日引付までの注文は受け付けません。
- 前営業日からの週末までの注文は失効となります。(この場合、売り注文は失効となります)
- 当日の売却のみなど、受取しが行われていない金額は赤字計画に含まれません。

8. 内出庫について

同一銘柄の1回の注文で約定が成立した場合(内出庫)は当日中であれば1つの約定として手数料を計算します。「週末まで、私引け日付指定」の注文では約定日当日が異なる場合、各約定日ごとにそれぞれ手数料を計算します。

9. 約定監査について

ご注文いただいたお取引の状況および結果は、会員ページ(株式)-「約定履歴」をご覧ください。

10. 売買単位

株式の売買単位は銘柄によって異なります。売買単位は会員ページの銘柄検索に銘柄コードを入力することで調べられます。検索結果の画面に表示される売買単位をご確認ください。

11. 取引上限

1回あたりの発注制限額は1億円です。

12. 日計り取引について

日計り取引とは、同日(同受渡日)に複数銘柄の買い/売を行う取引のことです。

- 「買⇒売⇒買」又は「売⇒買⇒売」は、資金決済取引に該当する場合があります。(下記参照)
- 同日(同受渡日)の売買であっても、他銘柄への売買発注(A買⇒B売⇒C買⇒D売⇒E買⇒F売⇒G買⇒H売⇒I買⇒J売⇒K買⇒L売⇒M買⇒N売⇒O買⇒P売⇒Q買⇒R売⇒S買⇒T売⇒U買⇒V売⇒W買⇒X売⇒Y買⇒Z売)は可能です。

資金決済に該当する例

例)預かり金50万円(保有株なし)

取引日	銘柄	買付	単価	株数	約定代金	買付限度額
取引1	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000	0
取引2	A銘柄	売却	600円	1,000株	600,000	500,000
取引3	A銘柄	買付	500円	1,000株	500,000	

※取引3は資金決済に該当するた、取引できません。

※但し、取引3の銘柄、銘柄が異なる場合は、他銘柄のお買付口は500,000円未満です。

例)預かり金なし、銘柄1,000株保有

取引日	銘柄	売却	単価	株数	約定代金	買付限度額
取引1	B銘柄	売却	1,000円	1,000株	1,000,000	1,000,000
取引2	B銘柄	買付	900円	1,000株	900,000	100,000
取引3	B銘柄	売却	800円	1,000株	800,000	

※取引3は資金決済に該当するため、取引できません。

13. 比例配分(ストップ配分)ルールについて

ストップ高、ストップ安で比例配分が行われる場合、当社では以下の基準を準拠して割当を執行します。

- 注文単位の注文数量を合計します。
- 注文合計数量の多い銘柄を優先して割当を行います。
- 割当数量がなくなるまでを繰り返します。

14. 上場投資信託・上場投資証券

当社で取り扱う上場投資信託は以下のとおりです。

日経平均株価や特定指標などに連動するように運用されていて、株式市場で売買可能な投資信託。

上場投資証券(ETN) 信用力の強、価値指標が特定の指標との連動性を保証する、株式市場で売買可能な債券。

不動産投資信託(REIT) オフィスビルやマンションなどの不動産で運用されていて、株式市場で売買可能な投資信託。

国内上場投資信託(ETF)、不動産投資信託(REIT)も株式と同様にお取引いただけます。当社で取捨中の銘柄はこちらをご覧ください。

- ETF・ETN取扱銘柄一覧
- REIT取扱銘柄一覧

日経300種指数連動型上場投資信託は取り扱っておりません。

15. 特定口座制度

「特定口座の概要」は、金融商品取引業者がお客様に代わって、上場株式等の譲渡所得等を計算を行い、その譲渡所得等を記載した「譲渡所得報告書」を作成し、税務署へ提出することになります。お客様は、その「譲渡所得報告書」を確定申告書に添付することになります。上場株式等の譲渡所得等について、税務署に申告・納税することができなくなります。また、「源泉徴収」を希望された場合、当社がお客様に代わって納税手続きをするため確定申告は不要となります。

特定口座は金融商品取引業者ひとつにつき一口限られています。

特定口座の種類

特定口座には源泉徴収ありの口座、源泉徴収なしの口座の種類があります。

- 源泉徴収ありの口座
 - 現物売却(信用決済)の約定ごと、当社が税額を計算し、源泉徴収して税務署へ納めます。お客様は、株式の譲渡益の申告におよぶ一切の承認を省略することができます。
 - ※「売買損失の繰越し控除」を適用するためには、確定申告が必要で、(売買損失の繰越し控除とは、平成16年1月以降、その年の金融商品取引業者を通じて上場株式等の譲渡益は、翌年以降も年間繰越すことができる制度のことです。)
- 源泉徴収なしの口座
 - 金融商品取引業者が実行する年の譲渡益等が記載された「譲渡所得報告書」に基づきお客様が申告・納税することができます。各種特例の適用が「一般口座」ならぬ金融商品取引業者の口座での損益通算が可能です。

譲渡損失と配当金・分配金の損益通算について

特定口座での源泉徴収あり口座で、配当金受け取り済みの株式が売却された場合、配当金・分配金の損益通算が可能です。

※確定申告日に「株式損益通算」を選択されている銘柄のみ

お手続き方法など詳細は**配当金等と譲渡損失の損益通算**を参照ください。

税額還付

特定口座は、源泉徴収ありの特定口座のみで適用されます。税額還付とは、1年に1回以上売却した場合は、前営業日までの取引で源泉徴収した所得税および住民税が、1年間で超過した譲渡益に充当される税額を上回る場合、上回りが還付される制度です。

譲渡益課税の詳細については、**こちらをご覧ください**

年間取引報告書

「年間取引報告書」は、特定口座での譲渡益から1年(取引1月1日から12月31日)の取引内容等金融商品取引業者で計算し記載した書類です。年間取引報告書は確定申告書に添付することで、上場株式等の譲渡所得等について税務署に申告・納税することができます。主な記載内容は以下のとおりです。

- 特定口座開設者の氏名、住所、生年月日
- 源泉徴収の有無
- 所得の総収入金額、取得所得および所得控除後の金額
- 有価証券の源泉徴収額

特定口座の解約

特定口座の解約は、当社指定の特定口座廃止届出書をご提出いただく必要があります。届出書の受け取り等は電話でのみとなります。

- 解約時点で特定口座に保有しているものは、一律口座に引き継がれます。あらかじめご了承ください。
- 特定口座の解約を行った場合、同年内に再度特定口座を開設することはできませんのでご注意ください。

特定管理口座について

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社で開設されている特定口座で株式が上場廃止に該当した場合、特に申し出がない限り、当該株式が特定口座からの移管により、特定管理口座に引き継がれます。

特定管理口座を売却して株式等の譲渡損失の繰越控除を適用したい場合は、株式譲渡損失の特例(保証期間)を享受したまま、この保証期間を売却して株式等の譲渡損失の繰越控除を適用することにより、株式譲渡損失と同様の株式譲渡損失と控除することができます。

- 【株式としての価値喪失されるケース】
 - 前割による簿籍終了(合併・廃止)
 - 繰上り廃止の決定
 - 会社更生計画に基づく100%減価
 - 民事再生計画に基づく100%減価
 - 特別廃止管理開始決定

- 損失の年間繰越控除の対象とはなりません。
- 特定管理口座を開設している必要があります。

16. 取得単価の計算方法

同一銘柄を複数回に分けて売買した場合の取得単価の計算方法は以下のようになります。

1. 複数回に分けて買い付けた場合

受渡金額合計を保有数量合計で割った金額を取得単価とします。

なお、小数点以下は切り上げます。

例)複数回に分けて買い付けた場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100

保有数量合計 10 = 3+5+2

受渡金額合計 4,000 = 1,300+1,600+1,100

取得単価 400 = 4,000÷10

2. 一部を売却した場合

一部を売却した場合、取得単価に変わりはありません。

短期高値3次決済の場合でなく、取得単価ご特異処理を希望しない場合は、

例)一部を売却した場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300

取得単価 400

保有数量合計 8 = 10-2

保有株式取得価額合計 3,200 = 4,000-800

3. 追加で買い付けた場合

買付けた後の保有株式の取得価額合計に、新たに買い付けた受渡金額を合計したものを、保有数量合計で割った金額を取得単価とします。

例)追加で買い付けた場合

約定日	注文	約定数量	約定単価	手数料	受渡金額
2006.8.1	買	3	400	100	1,300
2006.8.2	買	5	300	100	1,600
2006.8.3	買	2	500	100	1,100
2006.8.4	売	2	700	100	1,300
2006.8.7	買	6	500	100	3,200

保有数量合計 14 = 8+6

保有株式取得価額合計 6,900 = 3,200+3,700

取得単価 493 = 6,900÷14(小数点以下切り上げ)

※手数料については、ゼロ円特約が適用され、1円未満は切り上げさせていただきますので、ご注意ください。

変更履歴

2014年1月10日 呼債単位値に「円」に変更 (2014年1月10日まで) ※注文方法